

測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成十九年国土交通省告示第二百十五号）

貸借対照表

科 目	摘 要
I 〔資産の部〕 現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等
受取手形	金融機関に對する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内で現金化するもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えるものは、投資その他の資産に記載する。営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形）の金額は、控除して別に注記する。）
完成測量未収入金 有価証券	完成測量の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内で取得したものは、投資その他の資産（投資有価証券）に記載する。目的が達成できないものは、投資その他の資産（投資有価証券）に記載する。
未成測量支出金 材料貯蔵品	完成測量原価に計上していない測量費並びに材料購入及び外注のための前手持ちの測量用材料及び消耗器具等並びに事務用消耗品等のうち未成測量支出金又は経費と処理され認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超える認められるものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載する。経過割引料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内で費用と支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載する。
短期貸付金	決算期後1年以内で返済される認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超える認められるものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載する。
前払費用	経過割引料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内で費用と支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載する。
未収収益 繰延税金資産	継続的に役務の提供を行う契約に基づき、決算期までに提供している役務の対価の未収額のうち、次のいずれかに該当するものによる資産として計上される金額のうち、次のいずれかに属する負債に属する負債に属するもの。ただし、当初1年以内に取り崩さ

投資有価証券
 関係会社株式・関係
 会社出資金
 関係会社株式
 関係会社出資金等
 長期貸付金等
 破産更生債権等
 長期前払費用
 繰延税金資産
 その他
 貸倒引当金
 III 繰延資産
 繰延創業費
 株式交際費
 社債発行費
 開発費
 I [負債の部]
 流動負債
 支払手形
 短期借入金
 未払金

流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に
 属するものを除く。
 次
 関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関
 係会社の株式
 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
 流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
 完成測量未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他
 の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で
 決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
 流動資産に記載されたり前払費用以外の前払費用
 税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰
 延税金資産として記載されたもの以外のもの
 長期保証金等1年を超える債権、出資金その他の投資等科目に属さないも
 の
 長期貸付金等投資その他の資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載す
 る。
 定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
 土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備の
 ための費用
 株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株
 式の処分のために直接支出した費用
 社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直
 接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
 開発費
 新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特
 別に支出した費用
 営業取引に基づいて発生した手形債務
 測量費の未払額（測量原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含
 む。）
 決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
 ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われる
 と認められるもの
 固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払費用に属さない未
 払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの

未払費用	未払費用、未払の引当金等
未成測量受入	未成測量受入、未成測量受入の引当金等
前受収益	前受収益、前受収益の引当金等
未払法人税等	未払法人税等、未払法人税等の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等
繰上り引当金	繰上り引当金、繰上り引当金の引当金等

その他 〔純資産の部〕	長期未払金等が1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
I 株主資本	
(1) 資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
(2) 新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
(3) 資本剰余金 資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
(4) 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ・・・積立金（準備金）	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
繰越利益剰余金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
(5) 自己株式	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
(6) 自己株式申込証拠金	会社が所有する自社の発行済株式 申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
(2) 繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
(3) 土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）の規定に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
III 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科目	摘要
I 売上高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。
兼業事業売上高	測量業以外の事業を併せて営む場合における当該事業（以下「兼業事業」

II 売上原価 完成測量原価 兼業事業売上原価 売上総利益（売上総 損失） 完成測量総利益（完 成測量総損失） 兼業事業総利益（兼 業事業総損失）	という。)の売上高	完成測量高として計上したものに 対応する測量原価 兼業事業売上高として計上した ものに 対応する兼業事業の売上原価 売上高から売上原価を控除した額
III 販売費及び一般管理 費	完成測量高から完成測量原価を控除した額	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
役員報酬 給料手当 退職金 法定福利費 通勤費 雑福利厚生費 旅費交通費 車通用品費 消耗品費 図書費 水道光熱費 修繕費 賃借料 交際費	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。） 役員（使用人兼務分のみ）、従業員その他（相談役、顧問等）に支払われる給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。） 役員及び従業員に対する退職金（退職給付引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。） 健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金 従業員等の通勤定期代及び自転車等による通勤者に対して支払われる費用 臨時雇用者等に支払われる賃金 医療、慶弔見舞、貸与被服、慰安娯楽等厚生文化活動及び社宅、寮、保養所等の厚生施設の運営に要する費用 出張旅費（宿泊費、日当等を含む。）等（転勤旅費を含む。） 自動車に要する費用 郵便、電信、電話等の料金及び貨物の輸送に要する費用 事務用品類の購入費 事務用品類の購入費 図書、資料、地図、新聞雑誌等の購入費 土地、社屋、事務所、倉庫等の借地・借家料 電気、ガス、水道、重油等の費用 建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等 火災保険その他の損害保険料 資機材、船舶等の使用料及び借上料並びに電子計算機、電子式卓上計算機等の借上料 得意先等の接待費、慶弔季節見舞品代等 諸会議に要する費用	

貸倒損失	金額を除く。貸付金等の債権に対する貸倒損失
有価証券売却損 有価証券評価損	の発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失を除く。損益計算上の売却損（第13号）第5条の規定により時価を付した場合作業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
雑支 経常利益	た、異正常なものを除く。貸付金等の債権に対する貸倒損失を除く。損益計算上の売却損（第13号）第5条の規定により時価を付した場合作業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 経常損失 特別利益修正益	前も以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないものができる。経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
VII 特別損失 特別利益修正損	前も以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないものができる。経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び 事業税	該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される当該事業年度にかかる法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額